

インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長（内務大臣指示の発出）

令和4年2月2日（総22第10号）

在デンパサール日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が2月7日まで延長されました。
- バリ州及びジャカルタ首都圏は活動制限レベル2で変更ありません。

1. 1月31日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を2月7日まで延長する旨の内務大臣指示（2022年6号）を発出しました。

2. 同内務大臣指示では、主要地域の活動制限レベルの見直しは行われませんでした。

レベル2：ジャカルタ首都圏（ジャカルタ首都特別州、バンテン州のタンゲラン県・市、南タンゲラン市、西ジャワ州のブカシ県・市、ボゴール県・市、デポック市）、西ジャワ州バンドン市やカラワン県、ジョグジャカルタ特別州、**バリ州** 等
レベル1：中部ジャワ州スマラン市、東ジャワ州スラバヤ市 等

3. ジャワ・バリ内での活動制限レベル2の内容に変更はありません。活動制限の内容については、昨年10月22日付けの当館お知らせ

(<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100250885.pdf>) や、1月18日付け当館お知らせ (<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100291485.pdf>) を参照してください。

4. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、インドネシア国内の感染拡大の状況等には充分注意し、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。